

はじめに

1. インド : 新会社法の成立・一部施行
2. ベトナム : 電子商取引に関する Decree No.52/2013/ND-CP
3. シンガポール : 雇用法改正(第 2 段階)に関するパブリックコメントの募集開始
今号のコラム -マレーシア-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 19 号(2013 年 9 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド : 新会社法の成立・一部施行

2013 年 8 月 29 日、現行の 1956 年会社法(Companies Act, 1956)を全面的に改正する、2013 年会社法(Companies Act, 2013) (「新会社法」)が成立しました。MHM Asian Legal Insights 第 11 号(2013 年 1 月号)において、インド連邦議会の下院(Lok Sabha)で承認された会社法改正案(Companies Bill 2012) (「新会社法案」)の主要な改正点について既にお伝えしていますが、今回成立した新会社法は、この新会社法案の内容をほぼ維持したものです。なお、新会社法の内容は現在インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)のウェブサイト(http://egazette.nic.in/WriteReadData/2013/E_27_2013_425.pdf)において公開されています。

日本企業にも関連し得る主要な改正点としては、以下のものが挙げられます。

- ① これまで認められていなかった一人株主による株式会社(One Person Company)の設立の容認
- ② これまで株主数が 50 人以下に限定されていた非公開会社(private company)について、株主数の上限を 200 人に緩和
- ③ 判例上、執行可能性が不明確であった公開会社における株式の譲渡に係る合意(プットオプションやコールオプション等)が執行可能であることの明確化
- ④ 上場会社等一部の公開会社における独立取締役の設置義務化
- ⑤ 1 名以上の取締役をインド居住者とするものの義務化
- ⑥ 監査役(Auditor)制度の強化
 - ・ 監査役の任期を 5 年間とした上で、定時株主総会で、毎年、監査役の選任を追認する制度を導入
 - ・ 上場会社等の一定の会社については、個人監査役は 5 年以上、法人監査役は 10 年以上連続して同一の会社の監査役の職務に従事することを禁止
 - ・ 監査役の独立性を確保するため、会社との間で利益相反関係を発生させるような業務(例: 当該会社及びそのグループ会社に対する投資銀行サービスの提供)等に監査役が従事することを禁止
 - ・ 監査役の任務懈怠等に対する罰則の強化
 - ・ 監査役が会社の不正行為(fraud)を発見した場合における中央政府への報告の義務化
- ⑦ 連結財務諸表の対象に関連会社や合併会社を拡大
- ⑧ 会計基準・監査基準の遵守等を統括する組織として、国家財務報告省(National Financial Reporting Authority)の創設
- ⑨ 現金以外を対価とする株式の発行、90%以上の株式を保有する支配株主による少数株主からの株式買取等、一定の場合の登録価格査定人(registered valuer)による資産価値評価の義務化
- ⑩ 純資産 50 億ルピー、総売上 100 億ルピー又は純利益 5,000 万ルピー以上の会社について、純利益の最低 2%の拠出を含む、CSR(Corporate Social Responsibility)活動の義務化

- ⑪ インド国内会社と外国会社との間の合併の解禁
- ⑫ 取締役の責任追及に関連するクラスアクションの導入
- ⑬ 組織再編行為等を承認する機関として、National Company Law Tribunal 及び National Company Law Appellate Tribunal の創設

なお、新会社法の一部の条文は、2013年9月12日付で既に施行されており、上記のうち、②、③、⑬(一部)について同日付で効力が生じています。上記改正内容は、インド進出を検討している日本企業のみならず、既にインドに進出済みの日本企業も、新会社法への対応を検討する必要があると考えられることから、引き続き、他の条文の施行時期も含めて留意が必要です。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

弁護士 古市 啓
☎ 03-6266-8966
✉ kei.furuichi@mhmiapan.com

2. ベトナム : 電子商取引に関する Decree No.52/2013/ND-CP

ベトナムでインターネットを利用した電子商取引で商機が広がりがつつあります。報道によれば、ベトナムのインターネット利用人口は、3,100万を突破し、ベトナムの総人口(約9,000万人)に対する普及率は34%に達しているとのことです。

そのような背景の下、インターネットの普及とともに拡大の一途を辿る電子商取引に対して新たな規制を課す Decree No.52/2013/ND-CP(「本 Decree」)が2013年7月1日より施行され、それまでの電子商取引に関する Decree No.56/2006/ND-CP(「旧 Decree」)に取って代わることになりました。本 Decree は、旧 Decree に比べ、より詳細かつ厳格なものとなっています。本 Decree の具体的な内容は、以下のとおりです。

① 適用対象

本 Decree は、ベトナムにおいて電子商取引に従事する個人、商人又は組織に適用されます。ここでいう個人、商人又は組織とは、(i)ベトナム人、ベトナム商人及びベトナム企業、(ii)ベトナムに居住する外国人、(iii)投資事業、支店及び駐在員事務所の設置、並びにベトナムのドメイン名にて開設されたウェブサイトを通じて、ベトナムに拠点(presence)を有する外国商人及び外国企業を含みます。また電子商取引とは、インターネット、モバイルコミュニケーション・ネットワーク、その他のオープン・ネットワークに接続された電子的方法に基づいて行われる商業活動と定義されています。

② 電子商取引の実施形態

本 Decree では、電子商取引の実施形態について、従来に比して範囲が拡大され、かつ詳細に定められています。具体的には、電子商取引の実施形態として、(i)自社の製品又はサービスのオンライン販売を行う「販売のための電子商取引ウェブサイト(sales e-commerce website)」と、(ii)他社の製品又はサービスの販売場所をオンラインで提供する「電子商取引サービスを提供するウェブサイト(website providing e-commerce services)」の2つに分類し、後者については、電子商取引の取引場(e-commerce trading floor)、オンラインオークションウェブサイト(online auction website)、オンラインプロモーションウェブサイト(online promotion website)及びその他商工省(the Ministry of Industry and Trade)が指定するウェブサイトを含むものとされています。

③ 通知又は登録義務

本 Decree によれば、上記②で述べた「販売のための電子商取引ウェブサイト」の運営を行う場合には、商工省に対して通知を行わなければならないとされ、一方、上記②で述べた「電子商取引サービスを提供するウェブサイト」の運営を行う場合には、商工省に登録しなければならないとされています。

④ 情報公開・報告義務

電子商取引業者は、当該ウェブサイトの運営者は、その名称、住所及び連絡先等をウェブサイト上で公開しなければならず、また、毎年1月15日までに、前年度の経営状況に関し所定の統計データを商工省に報告しなければならないものとされています。

⑤ 個人情報保護

電子商取引業者は、電子商取引ウェブサイトにおいて消費者の個人情報を収集・使用する場合には、個人情報保護に関するポリシーを策定・公表しなければならず、また、このような個人情報の収集・使用について事前に消費者の同意を取得しなければなりません。

以上より、ベトナムにおけるインターネットを利用した電子商取引の活発化に伴って、本 Decree の施行により、電子商取引サイトの運営に対する規制が厳格化されているため、ベトナムでインターネットを利用した電子商取引においてビジネスチャンスを拡大することを企図する日系企業にとっては、留意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhmiapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759 (シンガポール)

✉ takaya.sato@mhmiapan.com

弁護士 山口 健次郎

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamauchi@mhmiapan.com

3. シンガポール : 雇用法改正(第2段階)に関するパブリックコメントの募集開始

2013年7月22日、シンガポール人材省(Ministry of Manpower)は、雇用法(Employment Act)及び外国人労働者雇用法(Employment of Foreign Manpower Act)の改正に関し、意見の募集を開始しました。意見募集の期限は同年10月30日です。改正は、MHM Asian Legal Insights 第15号(2013年5月号)でご紹介した雇用法改正の第2段階として実施されるものです。本意見募集にあたって具体的な改正案は示されていませんが、今後の改正の方向性として主に以下のように説明されています。

非正規社員:

有期雇用労働者、派遣労働者、フリーランサーといった非正規社員について、例えば、雇用の終了や法定休暇の付与に関して雇用者による不当な運用が行われ易いとして、雇用法上の保護を強化することが検討されています。

低賃金労働者:

雇用条件に関する紛争の防止のために雇用条件の書面交付を義務付けたり、適時の給与の支払いを確保するために電子決済を義務付ける等、低賃金労働者の保護を強化することが提案されています。

全体として、現在の提案は、労働者保護の観点から労働者に新たな権利を付与する又は雇用者に負担を強いるというよりは、雇用実務の透明化・明確化を図るものであるように見受けられますが、引き続き改正の動向が注目されます。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

✉ ryutaro.kawamura@mhmiapan.com

弁護士 佐川 雄規

☎ 03-6266-8759

✉ yuki.sagawa@mhmiapan.com

今月のコラム - マレーシア -

“Sudah Makan?”とは、マレー語で、直訳すると「ご飯食べた？」の意味です。しかし、このフレーズは、親しい間柄で「元気？」といった程度の挨拶として使われ、実際に食事が済んだかどうかの回答は求められていないとのこと。興味深いことに、このような挨拶は、マレーシアに限らず、アジアの多くの国で見られるようです。

(写真②) Petaling Jaya のとある有名なチリ・クラブのレストラン(KL 中心部から車で 20 分ほど)。小さなハンマーのようなものでガンガン叩き割って食べます。



筆者は現在シンガポールですが、マレーシアに短期駐在していたことがありました。両国で食べられる料理の種類はほとんど変わらないという印象ですが、「安い、旨い、早い」アジア・ローカル料理を求める者としては、マレーシアでの食事を懐かしく思い出すこともしばしばです。

(弁護士 佐藤 貴哉)



(写真①)「クアラルンプールの台所」と呼ばれる Chow Kit 市場

マレーシアでの食文化は、その民族性を反映し、大きくは、マレー料理、中華料理、インド料理に分類されます。



(写真③)有名なペトロナス・ツイン・タワーを望む中心街での食事もよいですが、個人的には、KL では美味しいローカル料理屋は郊外に点在しているという気がしました。

セミナー・文献情報

- ▶ セミナー 『アジア新興国の英文 JV 契約の実務～モデル JV 契約を使用しながら、読み方・作成の仕方を伝授～』
開催日時 2013 年 9 月 24 日(火) 13:20～16:20
講師 小山 洋平
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- ▶ セミナー 『シンガポール地域統括会社の構築及び活用の法務・税務上の留意点～アジアにおける法務・M&A 戦略を交えて～』
開催日時 2013 年 10 月 18 日(金) 14:00～17:00
講師 関口 健一
主催 株式会社経営調査研究会

- ▶ 書籍 『アジア新興国の M&A 法制』
出版社 株式会社商事法務 2013 年 9 月刊
著者等 森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ
本書は、2012 年 2 月に刊行した好評書『アジア新興国の上場会社買収法制』に、その後の各国の法制事情を踏まえ加筆訂正をし、めまぐるしく変化する新興国の法環境をフォローしたものです。前著で掲載したシンガポール、インド、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンに加え、新たに、ミャンマー、バングラディッシュ、トルコの 3 ヶ国を追加し 10 ヶ国の M&A の実務を解説しております。

- ▶ その他 「ミャンマー証券取引法(和訳)」
掲載誌 旬刊商事法務
著者等 監訳:ミャンマー資本市場育成ワーキンググループ、翻訳:森・濱田松本法律事務所

MHM Asian Legal Insights 第 19 号 (2013 年 9 月号) [2013.9.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com